厚生労働省改善取組計画

(26年度フォローアップ実施後)

	策定年月日	平成27年2月25日策定、平成27年9月29日改定
分野又は業務名	社会保険・労働保険(社会保険)	
システム名		電子政府の総合窓口(e-Gov)

I 改善促進手続名等

		平成26年度			25年度	24年度	
号	改善促進手続名	申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率	オンライン利用率	オンライン利用率	
1	健康保険·厚生年金保険被保険者報酬 月額算定基礎届	34,056,147	2,257,763	6.63%	5.73%	4.46%	
2	健康保険·厚生年金保険被保険者報酬 月額変更届	5,246,604	465,637	8.88%	7.17%	6.149	
3	健康保険·厚生年金保険被保険者資格 取得届、船員保険·厚生年金保険被保 険者資格取得届	6,718,299	645,109	9.60%	7.56%	6.38	
4	健康保険·厚生年金保険被保険者資格 喪失届、船員保険·厚生年金保険被保 険者資格喪失届	6,274,039	580,488	9.25%	6.88%	5.61	
5	健康保険·厚生年金保険被保険者氏名 変更(訂正)届、船員保険·厚生年金保 険被保険者氏名変更訂正届	568,939	22,889	4.02%	2.39%	1.69	
6	健康保険被扶養者(異動)届、船員保険 被扶養者(異動)届	3,688,725	167,327	4.54%	5.09%	3.04	
7	健康保険·厚生年金保険賞与支払届、 厚生年金保険(船員)賞与支払届	56,922,987	4,167,180	7.32%	5.95%	4.78	
8	厚生年金保険被保険者住所変更届、厚 生年金保険(船員)被保険者住所変更 届	2,745,882	226,817	8.26%	5.99%	5.07	
9	国民年金·厚生年金保険老齢給付裁定 請求書	1,506,786	2	0.00%	0.00%	0.00	
10	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定 請求書(ハガキ形式)	1,588,353	0	0.00%	0.00%	0.00	
11	年金受給権者現況届	1,633,441	0	0.00%	0.00%	0.00	
12	年金受給権者住所•支払機関変更届	1,146,723	0	0.00%	0.00%	0.00	
13	年金手帳再交付申請書	782,223	6,088	0.78%	0.30%	0.23	
14	国民年金第3号被保険者資格取得·種 別変更·種別確認·資格喪失·死亡·氏 名変更·生年月日変更·性別変更届	1,470,271	58,360	3.97%	2.90%	1.83	
15	国民年金保険料還付請求書	1,021,990	1	0.00%	0.00%	0.00	
16	国民年金·厚生年金保険年金受給権者 死亡届	133,392	0	0.00%	0.00%	0.00	
17	新規適用届	119,070	3,592	3.02%	2.26%	1.35	
18	適用事業所所在地・名称変更(訂正)届	78,702	2,495	3.17%	2.22%	1.45	
19	適用事業所全喪届	59,159	468	0.79%	0.45%	0.28	
20	70歳以上被用者該当•不該当届	210,567	2,982	1.42%	_		
21	70歳以上被用者算定基礎·月額変更· 賞与支払届	662,128	8,386	1.27%	-		
	合 計	126,634,427	8,615,584	6.80%	5.69%	4.429	

Ⅱ 目標及び評価指標等

目標及び 評価指標等	目標及び評価指標等の説明 (内容、測定方法等)	基準値	現状	目標(見込み)・達成時期、 その前提条件等
オンライン申請に係る利用者の満足度	社会保険労務士、事業主等を対象とした アンケート調査(毎年11月に実施)による 測定 満足、概ね満足、普通、やや不満、不満 の5段階評価中、満足、概ね満足と回答 した者の割合	57%(平成24年度)	53%(平成26年度)	65%(平成28年度)

オンライ	ン利用率				
	健康保険·厚生年金保険 被保険者報酬月額算定 基礎届		4.46% (平成24年度)	6.63% (平成26年度)	23.96%(平成28年度)
	健康保険·厚生年金保険 被保険者報酬月額変更 届		6.61% (平成24年度)	8.88% (平成26年度)	11.78%(平成28年度)
	健康保険·厚生年金保険 被保険者資格取得届、船 員保険·厚生年金保険被 保険者資格取得届		6.38% (平成24年度)	9.60% (平成26年度)	12.68%(平成28年度)
	健康保険·厚生年金保険 被保険者資格喪失届、船 員保険·厚生年金保険被 保険者資格喪失届		5.61% (平成24年度)	9.25% (平成26年度)	11.58%(平成28年度)
	健康保険·厚生年金保険 被保険者氏名変更(訂 正)届、船員保険·厚生年 金保険被保険者氏名変 更訂正届		1.69% (平成24年度)	4.02% (平成26年度)	4.18%(平成28年度)
	度訂正個 健康保険被扶養者(異動)届、船員保険被扶養者(異動)届	行政手続オンライン化法第10条第1項に	3.04% (平成24年度)	4.54% (平成26年度)	9.07%(平成28年度)
	健康保険·厚生年金保険 賞与支払届、厚生年金保 険(船員)賞与支払届	基づくオンライン利用の状況の公表 (注1)「国民年金・厚生年金保険老齢給 付裁定請求書」及び「国民年金・厚生年	4.78% (平成24年度)	7.32% (平成26年度)	23.96%(平成28年度)
	厚生年金保険被保険者 住所変更届、厚生年金保 険(船員)被保険者住所 変更届	日本	5.07% (平成24年度)	8.26% (平成26年度)	10.03%(平成28年度)
	国民年金・厚生年金保険 老齢給付裁定請求書 <mark>(注1)</mark>	に手続に必要な情報を記載した請求書を 紙媒体で送付することにより、オンライン 申請以外の方法で利用者の利便性の向	0.00% (平成24年度)	0.00% (平成26年度)	0.00%(平成28年度)
	国民年金・厚生年金保険 老齢給付裁定請求書(ハ ガキ形式) (注1)	上を図っている。 (注2)「年金受給権者現況届」、「年金受 給権者住所変更」及び「国民年金・厚生	0.00% (平成24年度)	0.00% (平成26年度)	0.00%(平成28年度)
	年金受給権者現況届 <mark>(注2) (注3)</mark>	年金保険年金受給権者死亡届」は、住民 基本台帳ネットワークシステムを活用し、 原則、受給権者等からの手続きを省略し	0.00% (平成24年度)	0.00% (平成26年度)	0.00%(平成28年度)
	年金受給権者住所・支払 機関変更届 (注2) (注4)	ている。 (注3)「年金受給権者現況届」について、 除字ケクスの作者は必然者は必然者は、100円	0.00% (平成24年度)	0.00% (平成26年度)	0.00%(平成28年度)
	年金手帳再交付申請書	障害年金受給権者は診断書等の提出に より障害の状態を確認する必要がある。 (注4)「年金受給権者支払機関変更届」	0.23% (平成24年度)	0.78% (平成26年度)	0.53%(平成28年度)
	国民年金第3号被保険者 資格取得·種別変更·種 別確認·資格喪失·死亡· 氏名変更·生年月日変 更·性別変更届	については、金融機関の口座確認が必要となる。 (注5)「国民年金保険料還付請求書」に	1.83% (平成24年度)	3.97% (平成26年度)	5.23%(平成28年度)
	国民年金保険料還付請 求書 <mark>(注5)</mark>	ついては、請求可能な還付金があることをお知らせする際に、併せて請求書を送付することにより、オンライン申請以外の	0.00% (平成24年度)	0.00% (平成26年度)	0.00%(平成28年度)
	国民年金·厚生年金保険 年金受給権者死亡届 <mark>(注2)</mark>	方法で利用者の向上を図っている。 	0.00% (平成24年度)	0.00% (平成26年度)	0.00%(平成28年度)
	新規適用届		1.35% (平成24年度)	3.02% (平成26年度)	5.16%(平成28年度)
	適用事業所所在地·名称 変更(訂正)届		1.45% (平成24年度)	3.17% (平成26年度)	5.16%(平成28年度)
	適用事業所全喪届		0.28% (平成24年度)	0.79% (平成26年度)	1.00%(平成28年度)
	70歳以上被用者該当·不 該当届		-	1.42% (平成26年度)	14.97%(平成28年度)
	70歳以上被用者算定基 礎・月額変更・賞与支払 届		-	1.27% (平成26年度)	23.96%(平成28年度)
ICT利用	率	CD等の磁気媒体による窓口利用件数とオンライン利用件数の全申請・届出件数に占める割合	58.78%(平成24年 度)	59.72%(平成26年 度)	66.39%(平成28年度)
備考					

	以古以他于块	1. A handa ay ku handa	【秋八乙】		
分	野又は業務名 	社会保険·労働保険			
改	善促進手続名	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届			
2	收善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考		
	ンライン手続の !軽減				
	(1)添付書類の 見直し	・必要な添付書類(算定基礎届総括表及び附表)について、利用者の利便性向上を目的として、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。 【実施時期】・社会保険労務士:平成20年6月 ・事業主:平成24年4月・PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月			
	(2)本人確認方 法の見直し	・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】平成20年6月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月			
	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、厚生労働省ホームページ・e-Govに掲載した。 【実施時期】記載要領:平成27年1月 マニュアル:平成27年3月			
	ンライン申請等 る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。【実施時期】平成26年7月			
3シ の向	ステムの利便性 上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~			
4経 ブの	済的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。		
5普.	及啓発等	・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】 平成25年度~・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度~・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】 平成26年度~			
6そ(の他				

	以晋以和尹垻		【採取之】
分	野又は業務名	社会保険・労働保険	
改	善促進手続名	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	
3	文善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
	_ノ ライン手続の 軽減		
	(1)添付書類の 見直し	・添付書類として写し(コピー)の送付を求めていた書類(60日以上遡及する届出時に必要な賃金台帳等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。 【実施時期】 平成24年10月 ・PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月	
	(2)本人確認方 法の見直し	・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】 平成20年6月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月	
	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関する記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、 スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、e-Govに掲載した。 【実施時期】平成27年1月	
	ノライン申請等 る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月	
3シ ⁷ の向	ステムの利便性 上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・ー・Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、eーGov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~	
4経 ブの:	斉的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普》	及啓発等	・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】 平成25年度~・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度~・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】 平成26年度~	
6 7 0	D他		

分	野又は業務名	社会保険・労働保険	
改	善促進手続名	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被	保険者資格取得届
4	女善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
	ノライン手続の 軽減		
	(1)添付書類の 見直し	・添付書類として写し(コピー)の送付を求めていた書類(60日以上遡及する届出時に必要な賃金台帳等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。 【実施時期】 平成24年10月 ・PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月	
	(2)本人確認方 法の見直し	・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】 平成20年6月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月	
		オンライン申請に関する記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、 スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、e-Govに掲載した。 【実施時期】平成27年1月	
	ノライン申請等 る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月	
3シ の向	ステムの利便性 上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~	
4経 ブの	斉的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普)	及啓発等	・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】 平成25年度~・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度~・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】 平成26年度~	
6 7 (の他		

分	野又は業務名	社会保険・労働保険	
改	善促進手続名	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被	保険者資格喪失届
4	文善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
	ノライン手続の 軽減		
	(1)添付書類の 見直し	・添付書類として写し(コピー)の送付を求めていた書類(60日以上遡及する届出時に必要な賃金台帳等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。 【実施時期】平成24年10月 ・PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月	
	(2)本人確認方 法の見直し	・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】 平成20年6月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月	
	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関する記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、 スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、e-Govに掲載した。 【実施時期】平成27年1月	
	ノライン申請等 る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月	
3シス の向	マテムの利便性 上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・ーGov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~	
4 経 え ブの	斉的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普》	及啓発等	・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】 平成25年度~・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度~・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】 平成26年度~	
6 7 0	D他		

分	▶野又は業務名	社会保険・労働保険	
라	· 善促進手続名	健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険・厚生年金保険	坡保険者氏名変更訂正届
i	改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
	ンライン手続の 1 軽減		
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
	(2)本人確認方 法の見直し	・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】 平成20年6月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月	
	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月	
_	ンライン申請等 そる処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月	
3シ の向	ステムの利便性]上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~	
	済的インセンティ)活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5 普	及啓発等	・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】 平成25年度~・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度~・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】 平成26年度~	
6そ	の他		

分野又は業務名	社会保険・労働保険			
	健康保険被扶養者(異動)届、船員保険被扶養者(異動)	健康保険被扶養者(異動)届、船員保険被扶養者(異動)届		
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考		
1オンライン手続の 負担軽減				
(1)添付書類の 見直し	・添付書類として原本の送付を求めていた書類(課税(非課税)証明書等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。 【実施時期】平成24年10月 ・PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月			
(2)本人確認方 法の見直し	・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】 平成20年6月 ・被保険者本人の届出意思を確認する方法として、「委任状」を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで被保険者の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】 平成21年4月 ・提出代行証明書及び委任状について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月			
	オンライン申請に関する記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、 スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、e-Govに掲載した。 【実施時期】平成27年1月			
2オンライン申請等に係る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月			
3システムの利便性 の向上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~			
4経済的インセンティ ブの活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。		
5普及啓発等	・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】 平成25年度~・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度~・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】 平成26年度~			
6その他				

分	野又は業務名	社会保険•労働保険	
改	善促進手続名	健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険(船員)賞与	享支払届
2		具体的内容及び実施時期	備考
	ンライン手続の 軽減		
	(1)添付書類の 見直し	・必要な添付書類(賞与支払届総括表)について、利用者の利便性向上を目的として、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。 【実施時期】・社会保険労務士:平成20年6月・事業主:平成24年4月・PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月	
	(2)本人確認方 法の見直し	・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】 平成20年6月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月	
	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	オンライン申請に関するマニュアル・記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、厚生労働省ホームページ・e-Govに掲載した。 【実施時期】記載要領:平成27年1月 マニュアル:平成27年3月	
	ンライン申請等 る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月	
3シ: の向	ステムの利便性 上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~	
	済的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普.	及啓発等	・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】 平成25年度~・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度~・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】 平成26年度~	
6そ(の他		

分	野又は業務名	社会保険・労働保険		
改	善促進手続名	厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険(船員)被保険者	住所変更届	
3		具体的内容及び実施時期	備考	
	ンライン手続の 軽減			
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	添付書類は不要のため。	
	(2)本人確認方 法の見直し	・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】 平成20年6月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】(平成26年7月) ・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月		
	請等の周知方	オンライン申請に関する記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、 スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、e-Gov等に掲載した。 【実施時期】平成27年1月		
	レライン申請等 る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月		
3シ の向		・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~		
4経 ブの	斉的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。	
5普.	及啓発等	・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】 平成25年度~・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度~・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】 平成26年度~		
6 간 (の他			

分	野又は業務名	社会保険・労働保険		
改	善促進手続名	国民年金•厚生年金保険老齢給付裁定請求書		
4	女善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考	
	ンライン手続の 軽減			
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	年金請求時に必要な添付書類については、適正な年金支給のために重要な書類となるため、添付書類の見直しについては、慎重な検討が必要である。	
	(2)本人確認方 法の見直し	該当なし	適正な年金支給のため、本 人確認方法の見直しについ ては、慎重な検討が必要で ある。	
	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月		
	ッライン申請等 る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月		
3シ の向	ステムの利便性 上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~		
4経 ブの	斉的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。	
5普》	及啓発等	大規模な事業所等を個別に訪問して電子申請の利用勧奨を行い、事前準備から手続きまでの流れを記載したパンフレット等を配布【実施時期】 平成26年度~		
6 7 0	の他	年金の加入状況の確認等、窓口で相談のうえ、申請される方が多く、画一的なオンライン申請にはそぐわない点がある。 なお、請求書の事前送付により、オンライン申請以外の方法で利便性の向上を図っている。		

分	野又は業務名	社会保険・労働保険		
改	善促進手続名	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)		
3	收善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考	
	ンライン手続の !軽減			
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	添付書類は不要のため。	
	(2)本人確認方 法の見直し	該当なし	適正な年金支給のため、本 人確認方法の見直しについ ては、慎重な検討が必要で ある。	
	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月		
	ンライン申請等 る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月		
3シ: の向	ステムの利便性 上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・ー・Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、eーGov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~		
4経 ブの	済的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。	
5普	及啓発等	大規模な事業所等を個別に訪問して電子申請の利用勧奨を行い、事前準備から手続 きまでの流れを記載したパンフレット等を配布【実施時期】 平成26年度~		
6 간 (の他 	年金の加入状況の確認等、窓口で相談のうえ、申請される方が多く、画一的なオンライン申請にはそぐわない点がある。 なお、請求書(ハガキ)の事前送付により、オンライン申請以外の方法で利便性の向上を図っているため。		

分野又は業務名		社会保険·労働保険		
改	善促進手続名	年金受給権者現況届		
2	女善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考	
	ンライン手続の 軽減			
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	届出に必要な添付書類については、適正な年金支給のために重要な書類となるため、添付書類の見直しについては、慎重な検討が必要である。	
	(2)本人確認方 法の見直し	該当なし	適正な年金支給のため、本 人確認方法の見直しについ ては、慎重な検討が必要で ある。	
	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月		
	ンライン申請等 る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月		
3シ: の向	ステムの利便性 上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~		
4 経 ブの	済的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。	
5普	及啓発等	大規模な事業所等を個別に訪問して電子申請の利用勧奨を行い、事前準備から手続きまでの流れを記載したパンフレット等を配布【実施時期】 平成26年度~		
6 7 (の他 	住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携により、届出の原則省略化を実施している(障害年金受給権者は障害の状態を確認する必要がるため、診断書等の提出が必要。) 【実施時期:平成18年10月】		

	以晋以祖争县		【惊八乙】
分	野又は業務名	社会保険・労働保険	
改	善促進手続名	年金受給権者住所・支払機関変更届	
2	收善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
	ンライン手続の !軽減		
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	く住所変更届> 添付書類は不要。 く支払機関変更届> 金融機関での口座確認(証明印の押印)や口座が確認 できる書類(通帳の写)の提出により、確認する必要があるため。
	(2)本人確認方 法の見直し	該当なし	<住所変更届> 適正な年金支給のため、本 人確認方法の見直しについ ては、慎重な検討が必要で ある。 <支払機関変更届> 受給者本人の希望する口座 に変があるため、受給者本人 からの届出であることを厳密 に確認する必要がある。
	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月	
	ンライン申請等 る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期 平成26年7月	
3シ: の向	ステムの利便性 上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~	
	済的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しない ため。
5普	及啓発等	大規模な事業所等を個別に訪問して電子申請の利用勧奨を行い、事前準備から手続きまでの流れを記載したパンフレット等を配布【実施時期】 平成26年度~	
6 7 (の他	・住所変更届について、住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携により、届出の原則省略化を実施している。(日本年金機構に住民票コードが収録されていない方(年金請求時に本人からコードの申出がなく、機構が把握する基本情報(氏名・住所等)と住民票の基本情報が異なる方)は届出が必要) 【実施時期:平成23年7月】 ・支払機関変更届については、専用の申請様式(ハガキ)で金融機関の証明を簡易に受けることを可能とし、利用者の利便性の向上を図っている。	

分	野又は業務名	社会保険・労働保険	
改	善促進手続名	年金手帳再交付申請書	
2,		具体的内容及び実施時期	備考
1才ン 負担	ノライン手続の 軽減		
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
	(2)本人確認方 法の見直し	・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】 平成20年6月 ・被保険者本人の届出意思を確認する方法として、「委任状」を画像ファイル(JPEG形式及びPDF形式)で添付することで被保険者の電子証明書を省略可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月	
	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月	
	ノライン申請等 る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月	
3シ <i>7</i> の向	ステムの利便性 上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・ー・Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、eーGov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~	
4経 ブの	斉的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普》	及啓発等	・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】 平成25年度~・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度~・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】 平成26年度~	
6 7 0	D他		

分	野又は業務名	社会保険・労働保険	
改	—————— 善促進手続名	国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・氏名変更・生年月日変更・性別変更届	
₹	文善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オン 負担	アライン手続の 軽減		
	(1)添付書類の 見直し	・添付書類として写し(コピー)の送付を求めている書類(収入を確認するために必要な給与明細書等)について、画像ファイル(JPEG形式及びPDF形式)による添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月	
	(2)本人確認方 法の見直し	・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】 平成21年4月 ・被保険者本人の届出意思を確認する方法として、「委任状」を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで被保険者の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】 平成21年4月 ・提出代行証明書及び委任状について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月	
		オンライン申請に関する記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、 スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、e-Govに掲載した。 【実施時期】平成26年7月	
	ノライン申請等 る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月	
3シ <i>7</i> の向	ステムの利便性 上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~	
4経》 ブの	斉的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普》	及啓発等	・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】 平成25年度~・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度~・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】 平成26年度~	
6 7 0	D他		

分	野又は業務名	社会保険-労働保険	
改	善促進手続名	国民年金保険料還付請求書	
4	枚善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
	ンライン手続の 軽減		
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
	(2)本人確認方 法の見直し	該当なし	適正な保険料還付のため、 本人確認方法の見直しについては、慎重な検討が必要 である。
	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月	
	ンライン申請等 る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施そた。 【実施時期】平成26年7月	
3シ の向	ステムの利便性 上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。(平成26年7月) ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~	
	済的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普	及啓発等	大規模な事業所等を個別に訪問して電子申請の利用勧奨を行い、事前準備から手続きまでの流れを記載したパンフレット等を配布【実施時期】 平成26年度~	
6 7 (の他	請求可能な還付金があることをお知らせする際に、併せて請求書を送付することにより、オンライン申請以外の方法で利用者の利便性の向上を図っている。	

	以告以和争项			
分	野又は業務名	社会保険・労働保険		
改	善促進手続名	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届		
4	收善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考	
	ンライン手続の !軽減			
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	届出に必要な添付書類については、適正な年金支給のために重要な書類となるため、添付書類の見直しについては、慎重な検討が必要である。	
	(2)本人確認方 法の見直し	該当なし	適正な年金支給のため、本 人確認方法の見直しについ ては、慎重な検討が必要で ある。	
		電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月		
	ンライン申請等 る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~		
3シ の向	ステムの利便性 上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月		
4経 ブの	済的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。	
5普	及啓発等	大規模な事業所等を個別に訪問して電子申請の利用勧奨を行い、事前準備から手続きまでの流れを記載したパンフレット等を配布【実施時期】 平成26年度~		
6 ₹ (住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携により、届出の原則省略化を実施している。(日本年金機構に住民票コードが収録されていない方(年金請求時に本人からコードの申出がなく、機構が把握する基本情報(氏名・住所等)と住民票の基本情報が異なる方)は届出が必要です。 【実施時期:平成23年7月】		

分	野又は業務名	社会保険・労働保険	
改	善促進手続名	新規適用届	
4	文善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1才ン 負担	ノライン手続の 軽減		
	(1)添付書類の 見直し	・添付書類として原本の送付を求めていた書類(法人登記簿謄本等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。 【実施時期】 平成24年10月 ・PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月	
	(2)本人確認方 法の見直し	・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】 平成20年6月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月	
	(3)オンライン申 請等の周知方 法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成26年3月	
	ノライン申請等 る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月	
3システムの利便性 の向上		・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~	
4経ž ブの	斉的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しない ため。
5普及啓発等		・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】 平成25年度~・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度~・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】 平成26年度~	
6 7 0	D他		

分野又は業務名		社会保険・労働保険	
改	——————— 善促進手続名	適用事業所所在地・名称変更(訂正)届	
		具体的内容及び実施時期	備考
	レライン手続の 軽減		
	(1)添付書類の 見直し	・添付書類として写し(コピー)の送付を求めていた書類(公共料金の領収書等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。 【実施時期】平成24年10月 ・PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月	
	(2)本人確認方 法の見直し	・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】 平成20年6月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月	
	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月	
2オンライン申請等に係る処理の見直し		申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月	
3システムの利便性 の向上		・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~	
4経 ブの	斉的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等		・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】 平成25年度~・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度~・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】 平成26年度~	
6そ(の他		

分	野又は業務名	社会保険・労働保険	
改	 善促進手続名	適用事業所全喪届	
4		具体的内容及び実施時期	備考
	ノライン手続の 軽減		
	(1)添付書類の 見直し	・添付書類として写し(コピー)の送付を求めていた書類(雇用保険適用事業所廃止届(事業主控)等)について、画像ファイル(JPEG形式)による添付を可能とする措置を実施している。 【実施時期】平成24年10月 ・PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月	
	(2)本人確認方 法の見直し	・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能としている。 【実施時期】 平成20年6月 ・提出代行証明書について、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月	
	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月	
	ノライン申請等 る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月	
3シ の向	ステムの利便性 上	・平成25年度に実施したモニター会議(平成25年9月)等で把握した利用者のニーズを受け、PDF形式による画像ファイルの添付を可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~	
4経 ブの	斉的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普	及啓発等	・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施している。【実施時期】 平成25年度~・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度~・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】 平成26年度~	
6そ(の他		

分野又は業務名		社会保険・労働保険	
改	善促進手続名	70歳以上被用者該当・不該当届	
4	收善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
	ンライン手続の 軽減		
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
	(2)本人確認方 法の見直し	・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式及びPDF形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月	
		電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月	
	ンライン申請等 る処理の見直し	申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月	
3シ の向	ステムの利便性 上	・利用者からの要望・意見を把握し、利便性の向上を検討する。 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~	
4経 ブの	済的インセンティ 活用	該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普	及啓発等	・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施する。(平成26年度)・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度~・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】平成26年度~	
6 そ (の他	平成26年7月から新たに電子申請可能な手続きに追加した。 【実施時期】平成26年7月	

分野又は業務名 改善促進手続名 改善取組事項		社会保険·労働保険 70歳以上被用者算定基礎·月額変更·賞与支払届	
			ンライン手続の 軽減
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	添付書類は不要のため。
	(2)本人確認方 法の見直し	・社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を画像ファイル(JPEG形式及びPDF形式)で添付することで事業主の電子証明書を省略可能とした。 【実施時期】平成26年7月 ・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能とした。 【実施時期】平成27年1月	
	(3)オンライン申 請等の周知方 法の見直し	電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月	
2オンライン申請等 に係る処理の見直し		申請受付後の事務処理について、処理時間の短縮のため、目視による審査からシステムチェックによる審査への見直しや、現行、処理工程毎に入力が必要な項目を処理工程間で共有することで入力業務の削減を図る等、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施した。 【実施時期】平成26年7月	
3システムの利便性 の向上		・利用者からの要望・意見を把握し、利便性の向上を検討する。 ・申請データの容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの容量の拡大(1MB→20MB)を実施した。 【実施時期】平成26年7月 ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と協力して行う。【実施時期】平成26年度~	
4経済的インセンティ ブの活用		該当なし	もともと手数料が発生しないため。
5普及啓発等		・一定規模以上(被保険者数50人以上)の事業所について、調査訪問時にオンライン申請の利用勧奨を実施する。(平成26年度)・毎月事業所へ送付している保険料納入告知書に利用勧奨記事を同封し(計3回)、利用促進活動を実施した。利用勧奨時用のパンフレット等については、整備を進めている。 【実施時期】平成26年度~・大規模な事業所等に対し個別に訪問又は電話により利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。 【実施時期】平成26年度~	
6その他		平成26年7月から新たに電子申請可能な手続きに追加した。 【実施時期】平成26年7月	